

白石市議会基本条例の一部を改正する条例

白石市議会基本条例（平成26年白石市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「質問及び議員提出議案」を「質疑及び質問並びに議員提出議案」に改める。

第27条第2項中「、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった」を「、地方自治法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、」に改め、同条第3項中「議員が」を削り、「、議長に」を「、地方自治法の規定に基づき委員会又は議員が議長に」に改める。

第28条第2項中「、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握」を「、地方自治法の規定による市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、特別委員会を設置し、報酬を検討」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、地方自治法の規定に基づき委員会又は議員が議長に提出するものとする。

第31条第1項中「、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」を「、一般選挙を経た任期中に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。